

## 「震災時火災における避難場所等の指定（第9回見直し）」について

### 1 目的

震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、区部の避難場所、地区内残留地区及び避難道路を、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）（当初は、東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号））に基づき、都が指定している（管理運用は区が実施）。なお、多摩地域では、市町村が自ら、各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

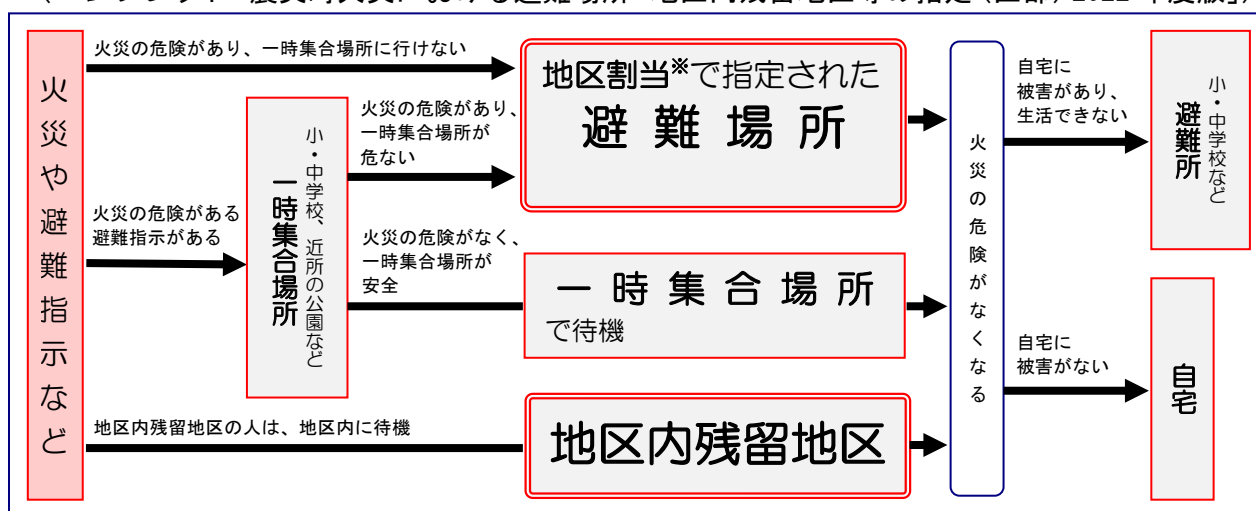
- ※避難場所：大規模な延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所
- 地区内残留地区：大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区
- 避難道路：遠距離避難や延焼の危険性が高い地区で指定される、安全に避難するための道路

### 2 経緯

昭和47年からおおむね5年ごとに震災時火災における区部の避難場所等の見直しを行っており、今回の指定は第9回目の見直しとなる。

### 3 避難の流れ

（パンフレット「震災時火災における避難場所・地区内残留地区等の指定（区部）2022年度版」）



※：お住まいやお勤め先の地区ごとに、どの避難場所に避難するかを定めたもの

### 4 指定の概要（第8回との比較）

		第8回	第9回（今回）
避難場所	箇所数	213	221
	区域面積合計（ha）	約5,700	約5,500
	避難有効面積*合計（ha）	約3,200	約3,000
	避難計画人口（万人）	約972	約987
地区内残留地区	箇所数	37	40
	面積合計（ha）	約11,100	約11,500
	地区内避難人口（万人）	約319	約331
避難道路	延長距離（km）	54	49

※：市街地火災による輻射熱の影響を考慮し、避難場所内の避難空間として利用可能な面積